

第四期特定健康診査等実施計画

関東信用組合連合健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 01 月 30 日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】			
No.1	被保険者の特定健診・特定保健指導等は、全健保組合平均に較べ受診率、実施率が高い。 被扶養者の特定健診・特定保健指導等の受診率、実施率が全健保組合平均より高いが、被保険者と較べると低い	➔	特定健診・特定保健指導は引き続き事業所の協力を得ながら、健診・指導の重要性を広報し、受診率・実施率の向上に向けた対策を検討する。 被扶養者への受診率、実施率向上のため、加入者の利便性を意識した健診拠点及び受診等の周知方法を検討する。
No.2	疾病分類別、生活習慣病別一人当たり医療費が高い。 がん疾患の一人当たり医療費が高い。あわせて、脳疾患の場合、長期にわたり行動、費用の両面で損失が大きい。	➔	特定保健指導の実施率向上対策、療養指導、受診勧奨の実施件数の向上対策、要医療対象者への受診勧奨の強化を検討する。 がん疾患一人当たり医療費が高いため、補助金制度の広報活動等、がん検診の受診率向上対策を検討する。
No.3	肥満の割合が、全健保組合平均より高い。 高血圧で受診勧奨基準値を超えてる被保険者が全健保組合平均より高い。	➔	肥満割合の減少を特定保健指導等により実践する。 非肥満のリスク保有者に対しては、機関誌による広報や健康管理委員会を通じての情報提供、チャレンジウォークラリーへの参加周知、特定保健指導、保健師による定期的な訪問指導、健康管理センターにおける指導等を活用し、効率的な対策を検討する。
No.4	糖尿病で内服治療中かつ受診勧奨基準値以上の者が多数存在している。 受診勧奨基準値以上の者で生活習慣に係るレセプトのない者が存在している。	➔	特定健診の結果、受診勧奨基準値以上の者で、内服治療中の者に対し重症化予防の情報提供を検討する。 特定健診結果と、医療機関からのレセプトを突合し、保健師受診勧奨等により、早期治療を促し重症化予防対策を検討する。
No.5	高血圧で内服治療中かつ受診勧奨基準値以上の者が203人と多数存在する。 受診勧奨基準値以上の者で生活習慣に係るレセプトのない者が存在している。	➔	特定健診の結果、受診勧奨基準値以上の者で、内服治療中の者に重症化予防の情報提供を検討する。 特定健診結果と、医療機関からのレセプトを突合し、保健師受診勧奨等により、早期治療を促し重症化予防対策を検討する。
No.6	後発医薬品使用率が被保険者は全健保組合平均より低い。 後発医薬品使用率が被扶養者は全健保組合平均より高い。	➔	後発医薬品使用率を被保険者・被扶養者ともに全健保組合平均使用率の向上を促進し、医療費抑制への対策を検討する。
No.7	精神疾患一人当たり医療費が全健保組合平均より低い。しかしながら、傷病手当金等の休業補償は増加している。	➔	精神疾患により休職している者が存在するため、保健事業におけるカウンセリング等メンタルヘルス対策の周知、広報活動を検討する。

基本的な考え方（任意）

生活習慣病発症リスクは、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。あわせて、発症した場合の実例からも日常の行動や生活への損失が大きく、重症化を避ける努力が加入者及び健康保険組合にも必要となる。
特定健診受診促進による早期発見とともに重症化予防に向けた効果的な保健指導と必要な医療受診への勧奨の実施を行うことで生活習慣病発症予防、重症化予防を行う。

特定健診・特定保健指導の事業計画【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名	健康管理委員会	対応する健康課題番号	No.1
-------	---------	------------	------

↓

事業の概要		事業目標							
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：18～74、対象者分類：加入者全員	健康管理委員会を通じて、事業所に委嘱している健康管理委員に特定健診・特定保健指導の重要性を認識していただき事業所とのコラボヘルスを推し進める。							
方法	毎年実施している健康管理委員会において、健康スコアリングレポート等より各事業所の特定健診受診率、特定保健指導実施率、一人当たり医療費を各事業所と全事業所との数値で提示し比較していただく。	評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
体制	事業所健康管理委員との対面もしくはオンラインでの会議形式での実施。 実施回数は年1回	健康管理委員会		30人	31人	32人	33人	34人	35人
		アウトプット指標		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		健康管理委員会		37人	37人	37人	37人	37人	37人

実施計画		
R6年度	R7年度	R8年度
健康管理委員を対象として新年度事業計画の発表並びに健康増進事業の推進策等の講習会を開催。	健康管理委員を対象として新年度事業計画の発表並びに健康増進事業の推進策等の講習会を開催。	健康管理委員を対象として新年度事業計画の発表並びに健康増進事業の推進策等の講習会を開催。
R9年度	R10年度	R11年度
健康管理委員を対象として新年度事業計画の発表並びに健康増進事業の推進策等の講習会を開催。	健康管理委員を対象として新年度事業計画の発表並びに健康増進事業の推進策等の講習会を開催。	健康管理委員を対象として新年度事業計画の発表並びに健康増進事業の推進策等の講習会を開催。

2 事業名

へるすアップ誌配布

対応する
健康課題番号

No.1, No.2, No.3, No.4, No.5, No.6



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：18～74、対象者分類：基準該当者
方法	特定健診・特定保健指導、健康情報の広報及び周知。
体制	健康管理委員を対象とし、毎月1回事業所へ委託事業者より配布。

事業目標

事業所に委嘱している健康管理委員に特定健診、特定保健指導の重要性等、健康管理情報の提供を行い、特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上を目標とする。

評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	健康情報誌の配布	40件	40件	40件	40件	40件	40件
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	健康情報誌の配布	40件	40件	40件	40件	40件	40件

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
健康管理委員を対象とし、職場の健康管理を目的に配布する。	健康管理委員を対象とし、職場の健康管理を目的に配布する。	健康管理委員を対象とし、職場の健康管理を目的に配布する。
R9年度	R10年度	R11年度
健康管理委員を対象とし、職場の健康管理を目的に配布する。	健康管理委員を対象とし、職場の健康管理を目的に配布する。	健康管理委員を対象とし、職場の健康管理を目的に配布する。

3 事業名

特定健康診査（被保険者）

対応する
健康課題番号

No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者
方法	事業主の行う労働安全衛生法に基づく事業主健康診断に併せて行っている。
体制	事業主より委託を受けて健保組合が行っている定期巡回健康診断に併せて、特定健康診査を行う。 巡回健康診査が行えない地方支店勤務の被保険者及び任意継続被保険者は人間ドッグ受診時等のデータ提供を求める。

事業目標

特定健診後の効果的な情報提供や結果分析により被保険者の健診に関する関心を高め、被保険者の受診率向上と健康増進を目指す

評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定健康診査受診率	95%	95%	95%	95%	95%	95%
	生活習慣リスク保有者率	74.5%	74.5%	74.0%	74.0%	73.5%	73.5%
	内臓脂肪症候群該当者割合	19.1%	19.1%	18.6%	18.6%	18.1%	18.1%
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定健康診査受診率（被保険者）	95%	95%	95%	95%	95%	95%
	特定健診実施率	95%	95%	95%	95%	95%	95%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
事業主より委託を受けて健保組合が行っている定期巡回健康診断に併せて、特定健康診査を行う。巡回健康診査が行えない地方支店勤務の被保険者及び任意継続被保険者は人間ドッグ受診時等のデータ提供を求める。	事業主より委託を受けて健保組合が行っている定期巡回健康診断に併せて、特定健康診査を行う。巡回健康診査が行えない地方支店勤務の被保険者及び任意継続被保険者は人間ドッグ受診時等のデータ提供を求める。	事業主より委託を受けて健保組合が行っている定期巡回健康診断に併せて、特定健康診査を行う。巡回健康診査が行えない地方支店勤務の被保険者及び任意継続被保険者は人間ドッグ受診時等のデータ提供を求める。
R9年度	R10年度	R11年度
事業主より委託を受けて健保組合が行っている定期巡回健康診断に併せて、特定健康診査を行う。巡回健康診査が行えない地方支店勤務の被保険者及び任意継続被保険者は人間ドッグ受診時等のデータ提供を求める。	事業主より委託を受けて健保組合が行っている定期巡回健康診断に併せて、特定健康診査を行う。巡回健康診査が行えない地方支店勤務の被保険者及び任意継続被保険者は人間ドッグ受診時等のデータ提供を求める。	事業主より委託を受けて健保組合が行っている定期巡回健康診断に併せて、特定健康診査を行う。巡回健康診査が行えない地方支店勤務の被保険者及び任意継続被保険者は人間ドッグ受診時等のデータ提供を求める。

4 事業名 特定健康診査（被扶養者）

対応する
健康課題番号 No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	（一社）東京都総合組合保健施設振興協会による婦人生活習慣病予防健診にあわせて、被扶養者の特定健康診査を行う。
体制	婦人生活習慣病予防健診実施を機関誌に掲載し、被扶養者から申し込みを受ける。外部委託事業者への実施依頼し、外部委託事業者が健診を実施する。

事業目標

健診受診後の効果的な情報提供や結果分析により、被扶養者の健診に関する関心を高め、被扶養者の健診受診率向上と健康増進を目指す。

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標						
特定健康診査受診率（被扶養者）	70 %	70 %	70 %	70 %	70 %	70 %
生活習慣リスク保有者率	70 %	70 %	70 %	70 %	70 %	70 %
内臓脂肪症候群該当者割合	18 %	18 %	18 %	18 %	18 %	18 %
アウトプット指標						
特定健康診査受診率(被扶養者)	70 %	70 %	70 %	70 %	70 %	70 %
特定健診実施率	70 %	70 %	70 %	70 %	70 %	70 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
（一社）東京都総合組合保健施設振興協会による婦人生活習慣病予防健診に併せて、被扶養者の特定健康診査を行う。過去3年間の受診率を分析し、目標に達していない場合は原因を分析し対策を検討する。	（一社）東京都総合組合保健施設振興協会による婦人生活習慣病予防健診に併せて、被扶養者の特定健康診査を行う。過去3年間の受診率を分析し、目標に達していない場合は原因を分析し対策を検討する。	（一社）東京都総合組合保健施設振興協会による婦人生活習慣病予防健診に併せて、被扶養者の特定健康診査を行う。過去3年間の受診率を分析し、目標に達していない場合は原因を分析し対策を検討する。
R9年度	R10年度	R11年度
（一社）東京都総合組合保健施設振興協会による婦人生活習慣病予防健診に併せて、被扶養者の特定健康診査を行う。過去3年間の受診率を分析し、目標に達していない場合は原因を分析し対策を検討する。	（一社）東京都総合組合保健施設振興協会による婦人生活習慣病予防健診に併せて、被扶養者の特定健康診査を行う。過去3年間の受診率を分析し、目標に達していない場合は原因を分析し対策を検討する。	（一社）東京都総合組合保健施設振興協会による婦人生活習慣病予防健診に併せて、被扶養者の特定健康診査を行う。過去3年間の受診率を分析し、目標に達していない場合は原因を分析し対策を検討する。

5 事業名 特定保健指導事業（被保険者）

対応する
健康課題番号 No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者
方法	特定保健指導対象者名簿を事業所に渡し、事業所主体で行う。特定保健指導を委託業者、非常勤保健師、健康管理センターと保健指導を受ける機会を3か所としている。
体制	特定保健指導対象者名簿を事業所に渡し、事業所主体で実施。

事業目標

糖尿病等の生活習慣病（メタボリックシンドロームを含む）の予備軍に生活習慣病に移行させないため、対象者が自らの生活習慣における課題に気づき、健康的な行動変容を自らが実践できるように支援する。特定保健指導実施率を向上させ、特定保健指導対象者の減少を目的とした効果的なアプローチを行う。

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標						
特定保健指導実施率向上	30 %	30 %	30 %	30 %	30 %	30 %
特定保健指導対象者割合	17.0 %	17.0 %	16.8 %	16.8 %	16.6 %	16.6 %
アウトプット指標						
特定保健指導実施率向上	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %
特定保健指導実施率	30 %	30 %	30 %	30 %	30 %	30 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
健康管理センター保健師による特定保健指導及び委託保健師または委託事業者による事業所訪問特定保健指導を実施。被保険者が受診しやすい環境整備を図る。	健康管理センター保健師による特定保健指導及び委託保健師または委託事業者による事業所訪問特定保健指導を実施。被保険者が受診しやすい環境整備を図る。	健康管理センター保健師による特定保健指導及び委託保健師または委託事業者による事業所訪問特定保健指導を実施。被保険者が受診しやすい環境整備を図る。
R9年度	R10年度	R11年度
健康管理センター保健師による特定保健指導及び委託保健師または委託事業者による事業所訪問特定保健指導を実施。被保険者が受診しやすい環境整備を図る。	健康管理センター保健師による特定保健指導及び委託保健師または委託事業者による事業所訪問特定保健指導を実施。被保険者が受診しやすい環境整備を図る。	健康管理センター保健師による特定保健指導及び委託保健師または委託事業者による事業所訪問特定保健指導を実施。被保険者が受診しやすい環境整備を図る。

6 事業名 特定保健指導事業（被扶養者）

対応する
健康課題番号 No.1

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	婦人生活習慣病予防健診を受診した被扶養者で特定保健指導対象者となった者に委託事業者である（一社）東京都総合組合保健施設振興協会に委託し特定保健指導の実施を行っている。
体制	-

事業目標

糖尿病等の生活習慣病（メタボリックシンドロームを含む）の予備軍に生活習慣病に移行させないため、対象者が自らの生活習慣における課題に気づき、健康的な行動変容を自らが実践できるように支援する。特定保健指導実施率を向上させ、特定保健指導対象者の減少を目的とした効果的なアプローチを行う。							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	（被扶養者）実施率の向上	30 %	30 %	30 %	30 %	30 %	30 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導（被扶養者）実施率の向上	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
特定保健指導実施率の向上、特定保健指導対象者の減少。過去3年間の特定保健指導実施率を分析し目標に達していない場合、達しなかった原因を分析し対策を検討する。	特定保健指導実施率の向上、特定保健指導対象者の減少。過去3年間の特定保健指導実施率を分析し目標に達していない場合、達しなかった原因を分析し対策を検討する。	特定保健指導実施率の向上、特定保健指導対象者の減少。過去3年間の特定保健指導実施率を分析し目標に達していない場合、達しなかった原因を分析し対策を検討する。
R9年度	R10年度	R11年度
特定保健指導実施率の向上、特定保健指導対象者の減少。過去3年間の特定保健指導実施率を分析し目標に達していない場合、達しなかった原因を分析し対策を検討する。	特定保健指導実施率の向上、特定保健指導対象者の減少。過去3年間の特定保健指導実施率を分析し目標に達していない場合、達しなかった原因を分析し対策を検討する。	特定保健指導実施率の向上、特定保健指導対象者の減少。過去3年間の特定保健指導実施率を分析し目標に達していない場合、達しなかった原因を分析し対策を検討する。

7 事業名 保健師による巡回 健康相談

対応する
健康課題番号 No.3, No.4, No.5

事業の概要

対象	対象事業所：一部の事業所、性別：男女、年齢：18～74、対象者分類：被保険者
方法	特定保健指導対象者の減少と重症化予防のため、委託保健師による事業所本店・支店への巡回健康相談を行う。
体制	委託保健師3名による事業所本店・支店への巡回健康相談。

事業目標

健康管理センターに来所できない地方事業所に特定保健指導対象者の減少と重症化予防を目的とした巡回健康相談を行う。							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	健康相談	200 件	200 件	200 件	200 件	200 件	200 件
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	健康相談	200 件	200 件	200 件	200 件	200 件	200 件

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
特定保健指導対象者の減少と重症化予防のため、委託保健師による事業所本店・支店への巡回健康相談を行う。	特定保健指導対象者の減少と重症化予防のため、委託保健師による事業所本店・支店への巡回健康相談を行う。	特定保健指導対象者の減少と重症化予防のため、委託保健師による事業所本店・支店への巡回健康相談を行う。
R9年度	R10年度	R11年度
特定保健指導対象者の減少と重症化予防のため、委託保健師による事業所本店・支店への巡回健康相談を行う。	特定保健指導対象者の減少と重症化予防のため、委託保健師による事業所本店・支店への巡回健康相談を行う。	特定保健指導対象者の減少と重症化予防のため、委託保健師による事業所本店・支店への巡回健康相談を行う。

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計画値※1	全体	4,085 / 4,612 = 88.6 %	3,946 / 4,428 = 89.1 %	3,901 / 4,375 = 89.2 %	3,872 / 4,339 = 89.2 %	3,854 / 4,316 = 89.3 %	3,844 / 4,302 = 89.4 %
		被保険者	3,253 / 3,424 = 95.0 %	3,216 / 3,385 = 95.0 %	3,188 / 3,356 = 95.0 %	3,172 / 3,339 = 95.0 %	3,164 / 3,331 = 95.0 %	3,162 / 3,328 = 95.0 %
		被扶養者 ※3	832 / 1,188 = 70.0 %	730 / 1,043 = 70.0 %	713 / 1,019 = 70.0 %	700 / 1,000 = 70.0 %	690 / 985 = 70.1 %	682 / 974 = 70.0 %
	実績値※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値※2	全体	200 / 666 = 30.0 %	187 / 621 = 30.1 %	184 / 602 = 30.6 %	183 / 608 = 30.1 %	183 / 605 = 30.2 %	184 / 604 = 30.5 %
		動機付け支援	94 / 313 = 30.0 %	88 / 291 = 30.2 %	86 / 285 = 30.2 %	86 / 285 = 30.2 %	86 / 284 = 30.3 %	87 / 284 = 30.6 %
		積極的支援	106 / 353 = 30.0 %	99 / 330 = 30.0 %	98 / 327 = 30.0 %	97 / 323 = 30.0 %	97 / 321 = 30.2 %	97 / 320 = 30.3 %
	実績値※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

特定健康診査についてはメタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるよう進めていく。
また、生活習慣病予備軍の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援し、生活習慣の改善と重症化予防を推進していく。

特定健康診査等の実施方法

現行の疾病予防事業を継続実施することを基本とし、現事業に特定健診・特定保健指導を組み入れ実施する。

(1)実施場所

被保険者に係る特定健診は、各信用組合等の本・支店を巡回または組合契約の指定医療機関等にて行う。
被扶養者に係る特定健診は、東振協と健診委託契約を締結し、東振協の契約健診機関が指定した場所で行う。

(2)実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章（健診の内容）に記載されている健診項目とする。

(3)実施時期

実施時期は、通年とする。

(4)委託の有無

ア.特定健診

被保険者に係る特定健診は、健診を委託している健診機関と個別契約を結び行う。被保険者が遠隔地にいる場合等、受診が困難である場合は個別対応とする。

被扶養者に係る特定健診は、東振協と健診委託契約を締結し行う。

イ.特定保健指導

特定健診を委託する健診機関並びに東振協と保健指導委託契約を締結し行う。

(5)受診方法

健診は、指定日に巡回又は健診機関で受診する。

保健指導は、当健康管理センター及び特定保健指導契約機関にて指導を受ける。

(6)周知・案内方法

周知は、各事業所に文書で通知するとともに機関誌・ホームページ等に掲載する

(7)健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から電子データを随時（又は月単位）受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は5年とする。

(8)特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、効果の面からは、40歳代の者から優先して選出する。

(9)特定健康診査等でメンタル不調が判明した場合には、保健事業として実施をするメンタルヘルスカウンセリングを活用し、重症化を予防する。

※特定健診・特定保健指導の事業計画の欄に、第3期データヘルス計画書STEP3から自動反映されている場合は任意

個人情報の保護

保有する個人情報の漏えい、滅失、棄損等を防止し、適正な管理を図るため、組合が定める「個人情報保護管理規程」を遵守する。

また業務を委託した健診・保健指導にあっても、個人情報保護法等関係法令に基づいた管理を遵守させるものとする。そのため、データ利用の範囲、目的外使用の禁止、利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

特定健康診査等実施計画は、当組合ホームページ、機関誌等に掲載する。

各事業主に本計画書を送付及び健康管理委員会に説明のうえ周知する。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

特定健康診査等の対象者数が大幅に減少したときなど計画実施に影響が生じときには、その現況にあわせて計画の見直しを実施する。

また、評価時において、目標をすでに上回る成果を上げている場合には実績に応じて、その目標を見直すこととする。